

制限付一般競争入札の実施について

制限付一般競争入札(郵便方式)を実施するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6及び明石市契約規則(平成5年規則第10号)第5条の規定に基づき、下記のとおり公告する。

記

1 対象物品

- (1) 物 品 番 号 2024351001
- (2) 物 品 名 不活性ガス貯蔵容器他
- (3) 納 入 場 所 明石クリーンセンター焼却施設棟1階
- (4) 物 品 概 要 窒素ガス消火剤貯蔵容器203本、窒素ガス加圧容器1本、容器弁ソレノイド1個
- (5) 納 期 限 令和7年3月10日

2 入札参加要件(参加者は、次のすべての要件に該当する者)

- (1) 明石市入札参加資格者名簿(建設工事)に工種が消防施設工事で登録されており、かつ、許可区分が特定建設業で登録されていること。
本入札は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)の適用を受ける。特例政令第2条第2号に規定する欧州連合の供給者で、明石市入札参加資格者名簿に登録されていない者は、「17 欧州連合の供給者に関する特記事項」の規定を適用する。
- (2) 消防設備士甲種3類の免状を保有する監理技術者(消防施設工事業)を専任で配置できること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 明石市契約規則第3条の規定に該当しないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合はこの限りでない。
- (6) 明石市の指名停止期間中でないこと。なお、公告日から開札日までに指名停止措置を受けた場合は、参加資格を失うものとする。
- (7) 公告日において納期限が到来している明石市税を開札日の前日までに完納していること。
- (8) 仕様書等の内容を熟知し、内容等を十分に理解した上で入札に参加できること。

3 仕様書についての質問及び回答

- (1) 仕様書等に関して質問しようとする者は、下記期間内にファクシミリ(078-918-5153)により財務室契約担当へ質問書(公告文に添付の様式)を提出してください。
令和6年4月9日 から 令和6年4月16日 午後1時 まで
- (2) 質問に対する回答
令和6年4月18日 午後1時 から明石市ホームページ(入札コーナー)において公表します。

4 入札参加申込み

- (1) 参加を希望する者は、次に掲げる書類を専用封筒(青色)により郵送してください。なお、専用封筒は財務室契約担当にて無料で配布しています。
ア 制限付一般競争入札参加申請書(公告文に添付の様式)
イ 入札書(公告文に添付の様式)
ウ 配置予定技術者の資格を証する書類(写)(消防設備士甲種3類の免状及び監理技術者資格者証)並びに雇用関係を証する書類(写)
- (2) 封筒の提出については、持参は認めません。必ず、下記により書留等(簡易書留も可)の郵便局が配達し、明石市が受領した事実の証明が可能な方法にて郵送してください。
ア 令和6年4月18日 午後1時 に、明石市ホームページ(入札コーナー)に設計図書等に対する質問及び回答を掲載しますので、必ずこれを確認の後、郵送してください。
イ **提出期限は、令和6年4月23日(明石郵便局必着)です。**

5 開札日時及び場所

(1) 日 時 令和6年4月25日 午前9時38分 (予定) ※開札状況により前後します。

(2) 場 所 806D会議室

6 入札保証金
免除

7 契約保証金

契約金額の10分の1以上を納付すること。ただし、明石市契約規則第25条に該当する場合は免除等する場合がある。

8 消費税の取扱い

入札金額は、契約希望金額の110分の100で記載してください。(税抜で記載)

契約締結に際しては、落札金額に10%を加算した額で契約を行います。

なお、1円未満の端数は、この金額において切り捨てます。

9 予定価格(税抜)

127,272,727 円

10 暴力団排除に関する誓約書の提出について(契約締結時の注意事項)

明石市が行う契約からの暴力団排除に関する要綱第5条第1項の規定により、落札決定者は契約締結時まで、自らが暴力団等に該当しない旨等を記載した誓約書を提出していただきます。

契約締結期限までに当該誓約書が提出されていない場合には契約を締結しません。

この場合において、入札・契約等に要したすべての費用について、明石市に請求することはできず、入札参加者の負担となりますのでご注意ください。

また、明石市入札参加者等指名停止基準別表第2第8項第9号アの規定により、指名停止措置(3か月)を行います。

11 契約条項等を示す場所

明石市契約規則、明石市物品売買契約約款、明石市製造請負契約約款、応募案内、入札のしおり等については、財務室契約担当及び明石市ホームページ(入札コーナー)において閲覧することができます。

12 入札に関する条件

(1) 入札書が所定の日時までに到着していること。

(2) 入札者が同一事項について2通以上した入札でないこと。

(3) 入札者の記名押印があり、入札内容が明確であること。

(4) 入札金額が明確であること及び入札金額が訂正されていないこと。

(5) 談合その他の不正行為によって行われたと認められる入札でないこと。

13 無効とする入札

(1) 入札に参加する者としての必要な資格のない者の行った入札

(2) 虚偽の申請により資格を得た者の行った入札

(3) 入札に関する条件に違反した入札

14 議会の議決と本契約の締結

本案件は議会の議決を要するため、落札決定後に仮契約を締結し、議会の議決を経たのち、速やかに本契約を締結する。

15 資格審査及び落札決定について

(1) 開札場所においては、一旦全件保留とし、参加要件について事後審査を行います。

(2) 資格審査については、最低価格入札者から順次行い、審査の結果、参加要件を満たしていることが確認できた時点で落札決定を行います。

(3) 入札結果は、明石市ホームページ(入札コーナー)にて掲載します。

16 その他

(1) 明石市法令遵守の推進等に関する条例(平成22年条例第4号)に定める不当要求行為等を行った場合においては、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。

(2) この物品の入札に参加を希望する方は、事前に必ず明石市ホームページ(入札コーナー)掲載の業者登録一覧表で業者コード等を確認した上で、申し込んでください。

(3) 提出書類等に不備がある場合は無効となるので、この物品の入札に参加を希望する方は、事前に必ず明石市ホームページ(入札コーナー)掲載の「制限付一般競争入札の応募案内(物品 郵便方式

入札書

物品名称 不活性ガス貯蔵容器他

(メーカー・型番 _____)

金額		十億		百万		千		円

上記の件について、日本国の法令及び明石市契約規則を遵守し、仕様書等熟知のうえ、上記の金額をもって入札します。

令和 年 月 日

明石市長 様

住 所 _____

商号又は名称 _____

入札者

代表者職氏名 _____ (印)

- ※注 意 (1) 金額は訂正しないこと。
(2) 入札書に記載する金額は、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を、入札書に記載すること。(消費税抜きの金額)
(3) 金額の左に必ず¥マークを記載すること。

設計図書等に対する質問書（物品用）

令和 年 月 日

明石市長様

会社名

このことについて、次のとおり質問します

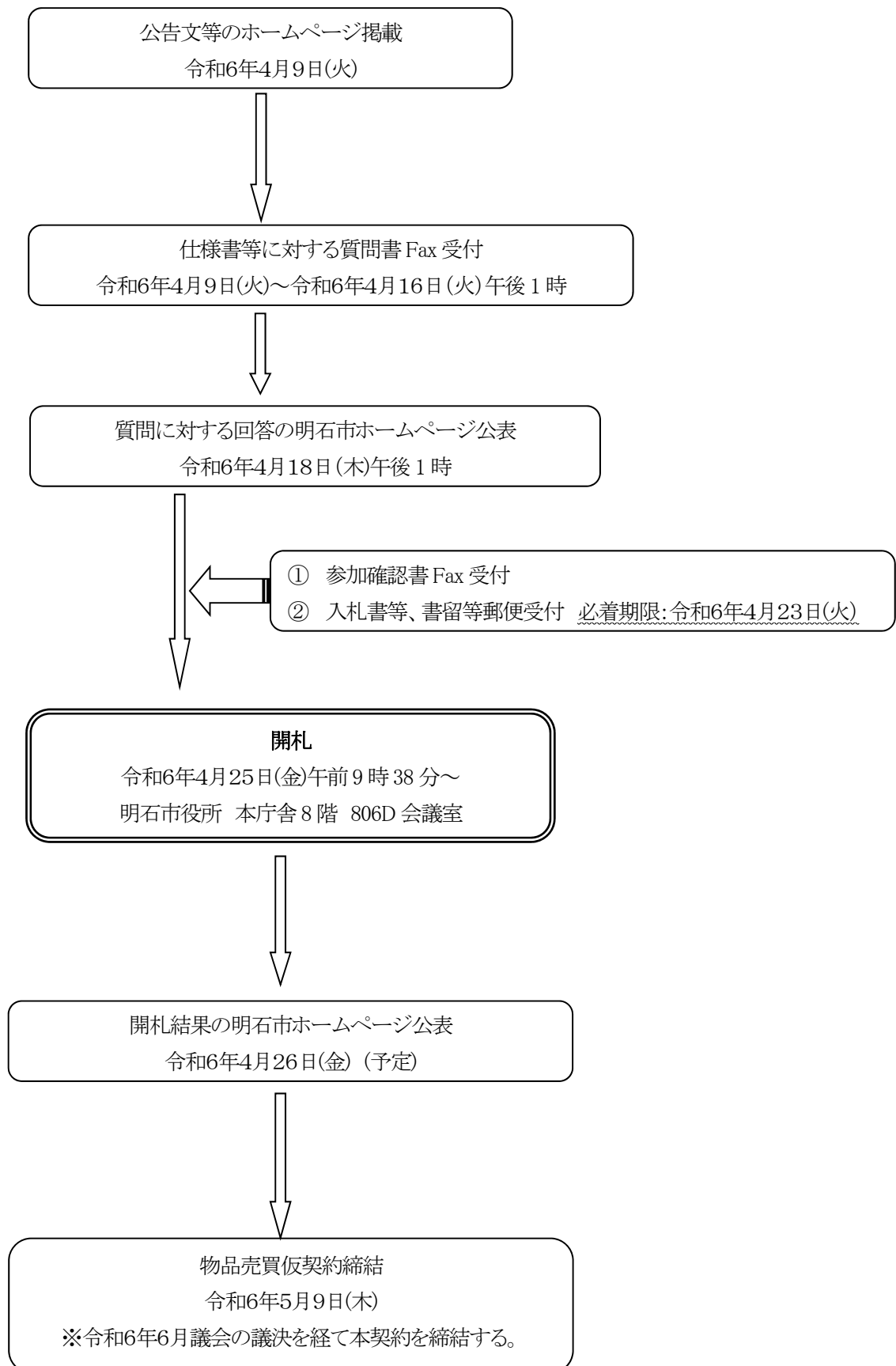
物品番号 2024351001

物品名称 不活性ガス貯蔵容器他

番号	質問内容	仕様書等 (頁・番号等)

質問に対する回答（質問回答書）は、明石市ホームページ「入札コーナー」に掲載します

制限付一般競争入札(郵便方式)の事務の流れ



○制限付一般競争入札等におけるQ & Aについて

入札参加希望者は、必ず事前に明石市役所ホームページの「入札コーナー」に掲載している制限付一般競争入札の「応募案内」、「Q & A」の内容をご確認ください。(随時更新を行っておりますので、最新のものをご確認ください。)

○同額応札（くじ引きの執行）があった場合の取扱いについて

平成20年1月31日の開札分より、郵便方式において同価の入札があった場合のくじの執行方法を下記のとおり変更しています。

くじの対象となった同価の入札をした者の資格審査を、封筒に同封された提出書類を含めて、くじを執行する前に行い、入札参加要件を満たすと決定した「有効な同価の入札者」を対象にくじを執行します。

くじの執行についての電話連絡を、①「有効な同価の入札者」に対しては、くじの執行日時、②「無効な同価の入札者」に対しては、入札が無効となった理由（くじに参加できない理由）及び入札結果に無効の理由が表記されることを伝えます。

「有効な同価の入札者」によるくじの執行に際しては、代表者あるいは代表者からの委任状を持った代理人の出席が必要となります。なお、指定した日時に代表者等が出席できない場合は、当該入札事務に関係のない市職員が代理人となりますので、ご留意ください。(くじの辞退はできません。)

○ 暴力団員等に該当しない旨の確認手続きについて

平成27年7月1日以降、明石市が行う契約からの暴力団排除に関する要綱第5条第1項の規定により、契約金額が200万円を超える場合には契約締結期限までに自らが暴力団等に該当しない旨等を記載した暴力団排除に関する「誓約書」の提出が必要となります。提出されていない場合には契約を締結しません。

この場合において、入札・契約等に要したすべての費用について、明石市に請求することはできず、入札参加者の負担となりますのでご注意ください。

また、明石市入札参加者等指名停止基準別表第2第8項第9号アの規定により、指名停止（3か月）を行います。

○明石市税の納税状況の確認について

納税状況の確認は 税務室納税課 TEL (078)918-5016 までお願いします。

※その他、公告文記載内容を充分にご確認ください。